

さ情審査答申第72号  
平成23年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成22年9月24日付けで貴職から受けた、「再生砕石マニュアル」と称する資料及び「再生砕石マニュアル-案-」と称する資料(以下「本件対象行政情報」という。)の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年8月11日付け建土道計第869号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った文書不存在による非公開決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく公開請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、公開を求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

異議申立人は、実施機関の職員が「再生砕石マニュアル-案-」を所持しているところを目撃している。

平成22年7月13日に実施機関を訪問した際に、会議室で対応した職員の書類の中に「再生砕石マニュアル-案-」という表題の資料があった。形状は、A4版、用紙10枚以下、実施機関でよく使用しているリサイクルペーパーを使ったものである。その時に、表題をメモに書き残していたが、正確に書き写せたかは分からない。

電磁的記録（パソコンの情報）も調査してもらいたい。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報は、実施機関では取得及び作成しておらず、存在しない。また、情報公開請求の以前に、異議申立人に対して、本件対象行政情報を提示した事実もない。
- 2 平成22年7月13日に市役所に来庁した異議申立人に対して、担当職員が複数の資料を持って対応した際に、「マニュアル」と名が付く資料として、「情報公開受付マニュアル」を個人的に所持していた。
- 3 実施機関では、循環型社会の構築を目指して、建設工場の副産物である建設発生土や建設廃棄物の有効利用に関する取扱いを「建設副産物の手引き」として作成している。当該手引きにおいて「再生砕石」は、建設副産物により製造され有効利用すべき再生資材の一つとして示されているだけであり、特段の事情がない限り「再生砕石」に特化した「マニュアル」を作成することは、考えられない。
- 4 以上のことから、異議申立人が目撃したという主張は、異議申立人の認識違いと思慮する。

### 第4 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、「再生砕石マニュアル」と称する資料及び「再生砕石マニュアル-案-」と称する資料であるが、異議申立人は平成22年7月13日に実施機関を訪問した際に、担当職員が「再生砕石マニュアル-案-」という表題の資料を所持しているのを目撃したと主張している。なお、異議申立人は、「-案-」の状態ではなく完成した「マニュアル」が存在する可能性があることから、「再生砕石マニュアル」と称する資料及び「再生砕石マニュアル-案-」と称する資料を、同時に本件対象行政情報として請求したものである。

#### 2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、平成22年7月13日に市役所において異議申立人と面談した際に、担当職員は本件対象行政情報を所持しておらず、当時所持していた「マニュアル」と名が付く資料は、「情報公開受付マニュアル」であったということである。

また、実施機関は、「マニュアル」というキーワード検索により、電子文書管理システムからファイル基準表の一部を出力して、当審査会に提出し

ているが、当該リストに本件対象行政情報は登録されていない。

よって、本件対象行政情報の性質や正確な名称が不明であるうえ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しないことから、本件対象行政情報は存在しないと認めるのが相当である。

- 3 以上のとおりであるので、異議申立人におけるその余の主張については、判断しない。
- 4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成22年 9月24日	諮問の受理
	同 年 10月13日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 10月21日	審議
	同 年 11月 1日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 11月11日	審議
	同 年 12月16日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	平成23年 1月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 3月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)